

荷主の皆さまへ

にやく 自社構内での荷役作業の安全確保のために

陸運業における労働災害の7割以上が荷主、配送先、元請事業者等での荷役作業時に発生しています！

平成24年に兵庫県内の陸上貨物運送事業において発生した休業4日以上[※]の労働災害は506件(平成24年12月末日時点速報値)であり、これは全産業(4175件)の12.1%を占め、この506件の労働災害のうち、473件(93%)が交通事故以外の人力荷役作業や荷役機械運転作業中に発生しています。さらに、人力荷役作業中の災害のうち、122件(26%)がトラックの荷台やプラットフォーム、ピッキング作業中の棚等からの墜落・転落災害となっています。

一方、製造業においても、墜落・転落災害が124件発生しており、この内、トラックや仮設物等からの墜落・転落災害は68件(54%)と高い発生率となっていることから、荷主の皆さまには自社構内での荷役作業の安全確保対策に努めてください。

災害発生場所は荷主等の構内が多い！

「荷主等」とは、荷主、配送先、元請事業者等をいいます。

荷役災害473件の内訳をみると、陸運事業者の自社構内での労働災害の他、荷主等の構内における作業中のもも多く、その原因として、これらの荷主等が提供する作業環境の影響があるか、又は、改善の余地があるものと考えられます。

荷主等が管理する作業環境の影響とは

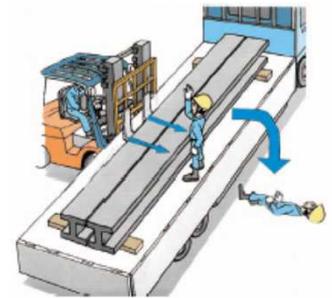
トラックとプラットフォームの隙間や段差、駐車場所の傾斜及び昇降路等の不備があり、対策が可能と考えられるもの。

検品作業や荷の点検作業、玉掛け作業時における対策が可能(安全帯や足場など)と考えられるもの。(荷締め場所や検品場所の提供と設備の導入)

フォークリフト、クレーン等との混在作業にかかる措置(ルールの明確化等)が必要と考えられるもの。

ピッキング作業などの際のラックへの昇降設備の不備やプラットフォーム上の安全通路が不十分なもの。

定まった荷卸し場所での定型的な作業など設備の改善が可能と考えられるものなどです。



(荷の積み卸し作業)

荷台上ではできるだけ作業を行わず可能な限り地上での作業とし、荷や荷台の上で作業を行う場合は、安全な立ち位置の確保が必要です。



ピッキング作業中のフォークリフトの用途外使用による災害

昇降設備や足場の設置もしくは専用機械の導入が必要です。

荷役作業の安全確保にかかる啓発ポスター



荷役作業には、墜落時保護用の保護帽をかぶって、あごひもをしめましょう。

注) 保護帽(ヘルメット)には墜落時保護用と飛来・落下物用があります。墜落時保護用には、内側に発砲スチロール製の衝撃吸収ライナーが入っています。

陸運事業者の荷役作業時における災害を防止するためには作業場所を管理する荷主等の協力が不可欠です。そこで、厚生労働省では、陸運事業者の災害防止のため、荷主等に対して荷役作業の安全確保のための要請を行っています！



荷主の皆さまへ

自社構内での荷役作業の安全確保にご協力ください

●多くのトラック運転者が荷役作業中に被災しています。その多くは荷主の事業場で発生しています。

荷役作業中の災害は墜落・転落が3割以上を占めています。

荷役作業の事故の型別 災害の割合

資料：厚生労働省「労働災害発生届調書の分析」(平成21年陸運業：休業4日以上死傷者数総数13,336人)

●運送業者は荷主の皆さまに協力を求めています。

●運送業者と協力して、荷役作業時の労働災害を防ぎましょう！

厚生労働省 都道府県労働局 労働基準監督署

荷主等に対する協力要請の内容(荷主等の実施事項)

- 1 陸運事業者との協議の場の設置
- 2 安全作業連絡書による陸運事業者への荷役作業の有無、内容、役割分担などの通知
- 3 自社以外の者に荷役作業を行わせる場合の安全対策
- 4 自社と他社の労働者が混在して作業する場合の安全対策
- 5 自社以外の者にフォークリフトを使用させる場合の措置

陸運事業者と荷主等が協力して行う具体的な取組み

1 協議の場の設置

荷主等の管理する事業場における荷役作業の安全確保のために、陸運事業者と荷主が協議できる場を設置し、互いに荷役作業に関する連絡調整が十分に行える体制を整備する。

2 安全作業連絡書による通知

荷主等の事業場における陸運事業者による荷役作業の有無、運搬物の重量、荷役作業の内容、役割分担などについて、「安全作業連絡書」を活用し、事前に通知を行うこと。

陸運事業者が通知を受ける際には、必要な資格、作業指揮者教育(車両系荷役運搬機械等作業指揮者教育、積卸し作業指揮者教育)の実施について確認し、作業者を配置すること。

安全作業連絡書には、フォークリフトや荷と接触する危険のある箇所への立入禁止を徹底するため、運行経路と歩道の分離、立入禁止区域の設定、標識の設置、制限速度などの場内ルールを記入してください。

安全作業連絡書(例)

この安全作業連絡書は、荷の積卸し作業の効率化と安全確保を図る観点から荷主または配送先の作業現場に関する情報をあらかじめ陸運事業者の労働者であるドライバーに提供するためのものです。

発 地		着 地	
積込作業月日	月 日()	取卸作業月日	月 日()
積込開始時刻	時 分	取卸開始時刻	時 分
積込終了時刻	時 分	取卸終了時刻	時 分
積込場所	1. 屋内 2. 屋外 1. 荷主専用荷役場 2. トラックターミナル 3. その他()	取卸場所	1. 屋内 2. 屋外 1. 荷主専用荷役場 2. トラックターミナル 3. その他()
積荷 (危険・有害性)	有・無()		
数 量			
総重量	kg()	kg/個()	
積付	1. パラ 2. パレタイズ 3. その他()		
積込作業の分担	1. 荷主側 2. 運送業者側 3. 荷主・運送業者共同	取卸作業の分担	1. 荷主側 2. 運送業者側 3. 荷主・運送業者共同
積込作業員数	名	取卸作業員数	名
使用荷役機械	有・無 1. フォークリフト 2. その他()	使用荷役機械	有・無 1. フォークリフト 2. その他()
免許資格等	1. フォークリフト 2. 玉掛け 3. はい作業 4. その他()	免許資格等	1. フォークリフト 2. 玉掛け 3. はい作業 4. その他()
その他特記事項 ※「安全靴、保護帽を着用すること」など安全上の注意等を記入すること。			



3 荷主等が自社以外の者に荷役作業を行わせる場合の安全対策

(陸運事業者の自社構内においても同様の対策が必要です！)

トラックの荷台等の高所で荷役作業を行う場合には、リスクアセスメントに基づく適切なリスク低減対策(安全対策)を講じること。(例 墜落時保護用の保護帽の使用等)

貨物自動車の荷台で荷役作業を行う場合には、荷台の周囲に墜落防止策、作業床など墜落転落防止のための設備を設置すること。その際、設備については、適正な構造要件を確保するとともに、点検、整備を実施する。

荷主等は、安全な荷役作業を行うための作業手順の作成に協力し、作業の立ち会いや作業場所の巡視により、作業手順を順守していることを確認する。

荷主等は、安全通路の確保、立入禁止箇所の標識の設置など荷役作業施設の安全化を図る。

(例) 荷役作業を行う場所は、床面を平滑にし、十分な広さを確保する。

対策事例

昇降設備

荷台への飛び乗り、飛び降りによる災害が発生し問題となっていた。荷主側とのリスクアセスメントを通して昇降用の専用梯子を、各荷役作業場所に設置した。

荷台への昇降設備を陸運事業者が荷主事業場に持込み、荷役場所に配置。荷役作業の際に使用している例。



対策事例

移動式プラットフォーム



荷主側が設置した安全帯取り付け設備を使用し、安全帯着用によるシート掛け作業の様子。安全・安心な状態の中で、丁寧に確実な作業ができるようになった。



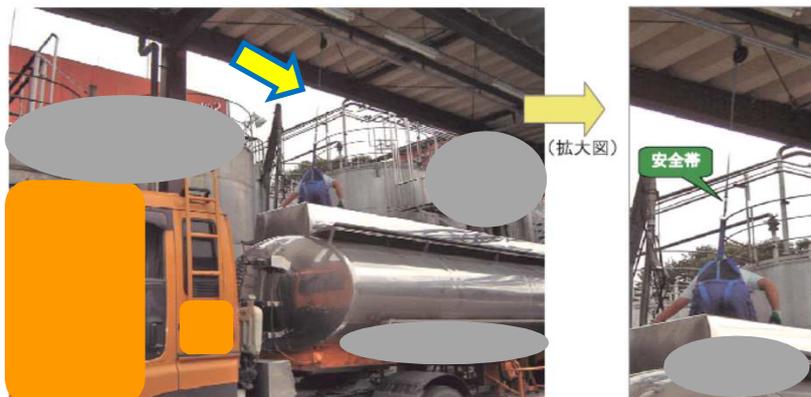
対策事例

安全帯取付設備

タンクローリー上部からの墜落防止のための安全帯取付設備の例



建屋天井に設置したレール
安全帯を着用したまま、容易
に移動できる



タンクローリー上での作業の様子

4 荷主等の労働者と陸運事業者の労働者が混在して作業する場合の安全対策

上記3.の事項を全て実施するほか、以下の事項を徹底しましょう。

荷主等と陸運事業者が協議のうえ、共同で行う荷役作業の**役割分担を明確に取り決める**とともに、あらかじめ、作業間の連絡調整を円滑に行うこと。

陸運事業者の労働者が荷主等の施設内で関わる全ての荷役作業について、その内容、作業場所とその範囲、作業時間などを記入した書面を作成し、これを各荷役作業の班長および作業員等に交付するなどして作業間の連絡調整の上、安全な作業を確保すること。

荷主等は、荷役作業の現場において、陸運事業者の労働者に対して墜落時保護用の保護帽の着用や、フォークリフトの用途外使用の禁止など、法令に違反しないよう、必要な指導を行う。また、その作業が法令に違反していると認めるときは、是正のため必要な指示を行うこと。

5 荷主等が自社以外の者(陸運事業者の労働者等)にフォークリフトを使用させる場合の留意事項

運転技能講習修了証を携帯していることを確認する。

最大荷重1トン未満のフォークリフトの場合は、特別教育を受けていることを確認する。

フォークリフトを貸与する場合、定期自主検査を実施し、安全性を確認したものを貸与する。

作業者が必要な資格等を持っていない場合、その資格等を持っている荷主側の作業者に使用させる。

災害事例

1

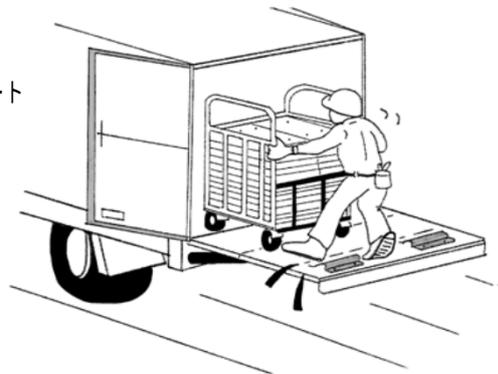
客先でトラック荷台に積んだ台車(200kg)を引張り、パワーゲートに載せるとき、後ろ向きで引張っていたため、パワーゲートのストッパーにつまづきバランスを崩して墜落。

(原因)

・ 不安全なパワーゲート上で後ろ向きで台車を引張っていた。

(対策)

・ トラック荷台上やパワーゲート上での台車移動に当たっては、前が見えるよう後方から押すこと。・ 荷台上での荷積み、荷卸し作業の安全心得(手順)を作り、その徹底をはかること。



2

倉庫中2階にダンボール入り肥料をフォークリフトで荷上げ、これを受け取るため中2階でフォークパレットに足を入れ荷をかかえたとき、ふらついて墜落。

(原因)

・ フォークリフトのパレット上に足を入れた。

・ フォークリフトのフォークを中2階に差し込まなかった。

(対策)

・ 必要に応じて安全帯を使用すること。

・ 中2階の作業場所に手すり等を取りつける。



3

ダンボール25個をトラックに積み込んだあとシート掛け作業に入った。左側にシートを止め全面にシートを張り右側に荷とあおりの間を移動中に足元がふらつき墜落した。

(原因)

・ 不安全な足場(アオリとダンボール)を移動した。

・ 急いでいたため足元を確かめなかった。

(対策)

・ 積み付け積み卸し作業は、安全な足場設備を準備する。

・ シート掛け、シートはずし作業では、作業台を準備して、足元が不安全な状態での作業をしないようにする。

・ 墜落時保護用の保護帽を着用する。



荷役作業の安全に係るパンフレットは厚生労働省のホームページからダウンロードできます。

・ 荷主の皆様へ～自社構内での荷役作業の安全確保にご協力ください～

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/enzen/110725-1.html>

・ 荷役作業を安全に～荷役作業時における墜落防止のための安全設備マニュアル～

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/enzen/101126-1.html>

・ 荷役作業時の労働災害を防止しよう

～荷役作業時における墜落・転落災害防止のための安全マニュアル～

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/enzen/0909-1.html>